

## Contents

- I. 海外直接投資の現実 その5
- II. インド: リーガルアップデート  
-保険分野への外資出資比率の上限を 49%に引き上げ-
- III. ベトナム: リーガルアップデート  
-2014 年改正企業法の主な改正項目について-  
ベトナム法律事務所 Russin & Vecchi セスト・E・ベッキー、ユイン・コン・タン
- IV. インドネシア滞在記
- V. お知らせ

### I. 海外直接投資の現実 その5

弁護士 小川 浩賢

海外直接投資のもっとも難しい局面、それは撤退である。撤退のタイミングや方法を誤れば、投資金額や回収した利益の額を上回るコストが必要になることもありうる。もちろん海外直接投資のメリットは、金銭以外の目に見えない様々なものがあるので、結果的に持ち出しになったからといってそれを失敗と判断しなければならないものではない。しかし、予め撤退のストーリーを検討しておくことは常に有益である。

撤退には様々な方法がある。合弁の場合、パートナーに持分(株式)を譲渡することが手続的には簡便である。ただ、製造目的で進出している場合、製造に関わる様々な問題の解決が前提となる。ある例では、当初の目論見に反して、持株をパートナーに売却した上、旧合弁会社に対する技術ライセンス契約を長期にわたって継続すること、更に当該国での競争禁止まで約束させられてしまった。結果としてその日本

企業は当該市場を長期にわたって失うこととなってしまった。この例では、トップが面談交渉に赴いたが、決着を焦ったためにこのような結果となった模様である。面談交渉で席を立つことは容易ではない。多くの外国パートナーは日本人のそのような性質を熟知して交渉に臨んでくる。受け入れられない提案であれば躊躇なく交渉の席を立つべきである。誰が交渉している場合であれ、予めボトムラインについて社内調整を済ませておくことは必須である。

合弁契約で予め解消の場合の株式の譲渡価格や算出方法を定めておくこともよく見受けられる。しかし、その条項通りに決着することはまれであることも知っておくべきであろう。当事者同士が契約上定められた価格での取引に納得している場合であっても、新興国では自国民保護のために譲渡価格の決め方に規制がある場合もあることに注意が必要である。最

近も、NTT ドコモとタタグループの合弁解消にあたり、あらかじめ定められた価格でタタグループが株式を買い取ることをインド準備銀行が拒絶した旨の新聞報道がなされている。予め定めた価格よりも低い価格での譲渡を強いられるのであれば、NTTドコモとしては撤退にあたっての損失が膨らむ結果となってしまうであろう。

独資進出の場合、子会社株式をすべて第三者に譲渡して撤退することに事業上問題がないのであればそれが最も簡便であるが、実際に買い手を見つけることは容易でなく、いわゆる清算手続を踏んで撤退する場合が少なくないであろう。

その場合、早くから税務の問題に注意を払う必要がある。債権者に迷惑をかけることになる倒産処理の道が選ばれる例はまれで、親会社から追加資金を投入して資産の処分で購入できない対外債務を処理し、最終的に債権放棄して清算を完了する例が一

般的であろう。債務免除益が巨額となって累積損失でカバーしきれない場合には、法人税まで支払わされる結果となる。

今年1月27日付で日本政策金融公庫総合研究所が、公庫の顧客に対するアンケートに基づき、「中小企業の海外撤退の実態」と題するレポートを公表している([https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/sme\\_findings150127.pdf](https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/sme_findings150127.pdf))。これによると、撤退する際に相談した相手を問う質問に対して、「誰にも相談していない」との回答が最も多かった(複数回答で34.1%。以下、税理士・会計士31.7%、海外の弁護士19.5%と続き、国内の弁護士はわずか3.7%であった)。撤退にあたって処理すべき事項は多岐にわたり、同時並行で進めなければならないので負担が大きい。プランニングの初期の段階から、適切に外部のサポートを受けながら進めることが必須である。

## II. インド：リーガルアップデート

-保険分野への外資出資比率の上限を49%に引き上げ-

弁護士 布川 俊彦

2015年3月12日、インド上院は、保険法改正法案を可決しました(インド下院では同年3月4日に可決)。これにより、保険分野への外資出資比率の上限が、従来の26%から49%に引き上げられます。上記の保険法改正法案は、シン前首相時代から審議されてきた長年の懸案事項でした。今回の保険法改正法案の成立は、外資誘致を積極的に進めるモディ政権の成果の一つといえます。以下、インドの外資規制の概要を説明したうえで、保険法改正の概要について簡単に説明します。

### インドの外資規制の概要

インドの外資規制は、外国直接投資が認められない一定の事業分野や、インド政府の事前承認が要求される一定の事業分野を限定列挙する方式(ネガティブリスト方式)をとっています。ネガティブリストに該



当しないかぎり事後届出のみで外国直接投資が自由に認められています。インド政府の事前承認が必要なルート(Government Route)の場合、外国投資促進委員会(FIPB)がその裁量により外国直接投資を承認します。他方、インド政府の事前承認が不要なルー

ト(Automatic Route)の場合、事後にインド準備銀行(RBI)に対して届出を行うことで足りず。

### 保険法改正の概要

従来、保険分野への外国直接投資は、26%の出資比率を上限として、インド政府の事前の承認なく行うことができませんでした。

今回の保険法の改正により、保険分野への外国直接投資の出資比率の上限が、26%から 49%に引き上げられました。なお、出資比率 26%までの外国直接投資については、従来通りインド政府の事前の承認

は不要であるものの、26%超から 49%までの外国直接投資については、インド政府の事前の承認が必要となります。

ただし、保険法改正後も、インドの保険会社は、インドの居住者によって所有かつ支配される必要があります。ここでの「支配」とは、インドの保険会社の取締役会の多数派を指名する権限を有すること等をいうとされています。したがって、外国会社が、インドの保険会社の取締役の多数派を指名して取締役会を支配することは依然として認められていません。

## III. ベトナム：リーガルアップデート

-2014 年改正企業法の主な改正項目について-

ベトナム法律事務所 Russin & Vecchi  
セスト・E・ベッキー 氏  
ユイン・コン・タン 氏

Russin & Vecchi は、当事務所も加盟する法律事務所の国際ネットワーク Meritas のメンバーファームです。ベトナムに直接投資を行う外国企業をサポートし、その事業(製造、インフラ、その他)に関する法的アドバイスを提供しています(取扱分野は、ベトナムへの対内直接投資に力を入れるほか、バンキング、ディストリビューション、知財、フランチャイズ、租税等、企業法務全般に及びます)。ベトナム国内にはホーチミンとハノイ2か所にオフィスを持ち、クライアントのニーズに応じたサービスを提供しています。また、米国等ベトナム国外にもオフィスを持っています。

<http://www.russinvecchi.com/index.html>

セスト・E・ベッキー 氏：Russin & Vecchi パートナー弁護士。米国ニューヨーク州・ペンシルバニア州・ワシントン DC 各弁護士資格。テンプル大学卒(LLB, 1961)、ローマ大学修了(International Commercial Law, 1962)。米国商工会議所理事会アジア部会外交問題評議会メンバー。取扱分野：コーポレート、商事法、ファイナンス。

[sevecchi@russinvecchi.com.vn](mailto:sevecchi@russinvecchi.com.vn)

ユイン・コン・タン：Russin & Vecchi 所属ベトナム弁護士(2008年)。ホーチミン市法科大学卒(LLB, 2005)。取扱分野：コーポレート、商事法、直接投資。所内で対内直接投資関連の許認可業務を担当しています。

[hctam@russinvecchi.com.vn](mailto:hctam@russinvecchi.com.vn)

※今回、ベッキー氏とタン氏に、当事務所ニューズレターのために、特別書き下ろしで、ベトナム改正企業法のポイントについて、解説していただきました。(原文は英語。)

### はじめに

昨年(2014年)11月26日、改正ベトナム企業法(以下「新企業法」)が国会で承認されました。本年(2015年)7月1日から施行され、現行の2005年企業法(以下「旧法」)に取って代わります。同日施行の2014年投資法と相まって、新企業法は、ベトナムで会社を設立・組織・運営するための法的枠組みを新たにすることになります。新企業法は、全213条で構

成され(旧法より 41 条増加しました)、新たに国営企業に関する第 4 章が加わりました。

新企業法は、ベトナムのビジネス環境が改善されるという期待とともに成立しました。新企業法は、法律によって禁止されていない事業を行う「企業の自由」を初めて認めました(新企業法 7 条。以下条文は新企業法のもの)。これは、全ての事業に許可が求められていた過去の状況を一変するものです。なお、新企業法の施行によって、既存会社が新企業法の定めに沿うよう再登記又は再度許可を受けなければならないということはありません。

### 主要な改正項目について

新企業法の主要な改正項目を大まかに分類すると次の 5 点になります。

- (1) 会社設立及び登記手続
- (2) 定款資本及び会社の運営
- (3) 国営企業に関する条項
- (4) 各会社類型に適用される規制
- (5) 会社の会議体の定足数及び議決権

以下では、この主要な改正点を順に見ていきます。



#### (1) 会社の設立及び登記手続

会社設立に関わる最も重要な改正は、外国投資家は、会社を設立するため、まず**投資登記証明書**(Investment Registration Certificate (IRC))の申請を行わなければならないという点です。IRC 発行後、外国投資家は、**企業登記証明書**(Enterprise Registration Certificate (ERC))も申請し、受け取ります。IRC には、外国投資家がベトナムで行う投資プロジェクトが記載されています。ERC は、外国投資

家が会社を設立・運営するために必要となるものです。外国投資家は、IRCとERCの両方を取得してはじめて事業を行うことができます。旧法下では、会社を設立するには投資証明書のみでよく、投資証明書は同時に ERC の役割も果たしていました。

今後、会社の商業登記情報は、(i) ERCと(ii) 国家ビジネス登記情報ポータル(ポータル)に登録されることとなります。その結果、ERC には旧法下よりも少ない情報しか記載されません(29 条)。

- 商号及び登録番号
- 本店所在地
- 会社代表者、社員/所有者に関する事項
- 会社の定款資本

上記四項目に変更がある場合、変更があった日から 10 日以内に当局に登記しなければなりません。当局は修正した ERC を発行します。

これに加えて、事業分野、設立時株主/外国株主及び(設立時に)会社が当局に登録した他の情報に変更があった場合、会社は、変更があった日から 10 日以内に当局に通知しなければなりません。当局はポータルに当該変更を記録します。

#### (2) 定款資本及び会社の運営

新企業法は、定款資本、会社代表者、及び社印に関する新条項を導入しました。

旧法は、有限責任会社(Limited Liability Company)の社員が定款資本を払い込むまでの最長期間を ERC の発行日から 36 か月間(つまり、3 年)としていました。新法では、この 36 か月間は、有限責任会社も株式会社(Joint Stock Company)と同様に、ERC の発行日から 90 日までと短縮されました(48、74 及び 112 条)。この新たなルールにより、大規模資本が必要となるが長期間対応が可能であった大規模プロジェクトに影響が出ると考えられます。

現物出資で、ベトナムの通貨ドンにより評価されず、外国通貨又は金に自由に転換できるものは、社員、設立時株主又は専門評価人によって、ベトナム通貨ドン建てで評価されなければなりません(35 条)。

旧法下では、会社代表者は1名でなければなりませんでしたが、新企業法では、有限責任会社でも、株式会社でも、会社代表者を複数名選任できるようになりました(13条)。会社代表者は、一般に会社を法的に拘束する権限をもちます。会社は、定款で自社の会社代表者の数、経営上の地位、及び権利義務を特定しなければなりません。最低1名以上の会社代表者はベトナム居住者でなければなりません。

新企業法により、会社は、1個以上の社印を持つことができるようになりました(44条)。これまでと異なり、会社は、社印の形・数・内容を自ら決められます。社印の形式を、警察の指示に従って決めなければならないということはありません。会社は、当局に押印サンプルを登記しなければなりません。

### (3) 国営企業に関する新条項(新企業法第4章)

新企業法は、一章を設けて、国営企業の設立・運営を取り扱っています。国営企業のコンセプトが変更になり、省(行政区画)が定款資本を100%保有している企業を国営企業ということになりました<sup>1</sup>。



### (4) 各会社類型に適用される規制について

#### (a) 社員2名以上の有限責任会社(二人以上社員有限責任会社)

旧法は、「委任を受けた代表者」(authorized representative)<sup>2</sup>に二重の義務を課していました。特に、二人以上社員有

限責任会社の社員総会に出席するよう指名された「委任を受けた代表者」は、会社及び所有者の最善の利益を守るため誠実かつ忠実に権利を行使し義務を果たさなければならないとされていました。現在は、所有者と会社は異なる目的を有し得るし、容易に利益相反が起こり得るとことが認識されてきています。そこで上記の非現実的な条項は削除されました。新企業法の下では、「委任を受けた代表者」は、当人を選任した所有者の最善の利益のみに対し責任を負うとされました(16条)。

二人以上社員有限責任会社とその関連者との取引は、総議決資本の65%以上による承認が必要です(67条)。(旧法では、75%が要求されていました。)

#### (b) 一人社員有限責任会社

一人社員有限責任会社は、下記のいずれかの経営体制を取ることができます(78条)。

- + 会長(President)、社長/総社長(General Director)、及び監査役
- + 社員総会、社長/総社長(General Director)、及び監査役、社員総会は3乃至7名で構成されなければなりません<sup>3</sup>。

旧法の下では、一人社員有限責任会社は、定款資本を減ずることは認められていませんでした。この定めは新企業法によって改正され、一人社員有限責任会社の定款資本は、次の場合に減ずることができることとされました。(i) 一人社員有限責任会社が二年超運営され資本の払い戻しがなされたとしても会社債務を全額返済できることが確実である場合、又は(ii) 所有者が定款資本を全額は出資できなかった場合、一人社員有限責任

<sup>1</sup> 旧法の下では、定款資本の50%以上を国が保有する企業を「国営企業」としていました。

<sup>2</sup> 委任を受けた代表者は、所有者に任命され二人以上社員有限責任会社において所有者の利益を代表するものです。

<sup>3</sup> 旧法の下では、社員総会は所有者によって任命された最低2名の者によって構成されていました。

会社は、資本の払い戻しができることとなりました(87条)。

(c) 株式会社

株式会社の定款資本は、株主となる者が引き受け、会社定款に記載された全種類の払込済み株式の額面額の総額を意味します(111条)。

新企業法は、株式を定義する多くの新用語を導入しました。これらは旧法にはなかったものです。特に次のものがあります。

- + 「募集発行対象株式」とは、株主総会が資本を呼び込むために募集発行を決定する株式の全てを含む用語です。
- + 「発行済み株式」は、募集発行対象株式のうち、株主が全額を払い込んだ株式を指します。設立登記時においては、発行済み株式は、引き受けられた全種類の株式の額面額総額に等しくなります。
- + 「未発行株式」は、募集発行対象株式のうち、未だ払込みがなされていないものを指します。株式会社が登記される時点で、未発行株式は引き受けがなされていません。

ERCの発行日から90日以内に、設立時株主が引き受けた普通株式の数を基に、設立時株主の議決権数を算定します。この定めは旧法にはありませんでした。

新企業法は、未発行株式の取扱いについて定めをおきました(112条)。90日の期間が満了したとき、設立時株主が引き受けたにもかかわらず払込みをしていない場合、次の条項が適用されます。

- + 引き受けたが払込みをしていない設立時株主は、当該株式会社の株主ではないとされます。当該株主は、他の者に、当該株式購入権を譲渡することはできません。
- + 引き受けた株式の一部のみを払い込んだ設立時株主は、発行済み株式数の割

合に応じて、議決権の行使、配当受領、その他の権利を行使できます。当該株主は、他の者に、未発行株式分の株式購入権を譲渡することはできません。

- + 払込みがなされていない株式は、未発行株式とみなされ、取締役会が当該株式を売り渡す権限を持ちます。
- + 株式会社は90日の期間が満了してから30日以内に、定款資本の減少分及び設立時株主の変更(があれば当該変更)を登記しなければなりません。

新企業法の下では、株式会社は、(i) 既存株主、(ii) 公募、又は (iii) 第三者割当のいずれかの形で、募集新株を発行し、定款資本を増強することができます。



旧法の下では、株式会社は、外国人株主のリストを作成し維持する必要はありませんでした。新企業法の下では、当局に、外国人株主のリストを提出しなければなりません。当該リストの内容の変更については、当局への通知と当局からの承認が必要になります(32条)。

新企業法の下では、株式会社は下記のマネジメントモデルのいずれか一つを採用することになります(134条)

- + モデル 1: 株主総会 (The General Meeting of Shareholders)、取締役会 (Board of Directors)、監査役会 (Board of Controllers) 及び総社長 (General Director) (株主数が11名未満であり、法人株主の持ち株比率は

50 以下の場合)。「監査役」とは、新企業法に定めのある通り、株主総会によって任命され、会社の経営及び業務執行につき、取締役会及び総社長を監督する者です。

- + モデル 2: 株主総会、取締役会、及び社長/総社長(General Director)このモデルでは、取締役会メンバーの少なくとも 20%は独立役員でなければならず、取締役会の下に内部監査委員会が設置されなければなりません。

#### (5) 定足数及び議決要件

定足数及び議決要件は、効率的かつより国際標準に沿ったものへと変更されました。

##### (a) 二人以上社員有限責任会社

社員総会の会議は、定款資本の 65%以上を有する社員の出席で適式に開催することができます(59 条)(旧法下では 75%が必要でした)。

社員総会の議決要件を有限責任会社の定款に定めることが認められています(60 条)(旧法では、普通議決要件は 65%であり、特別議決の場合は 75%でした)。

社員総会の議決は定款資本の 65%以上(60 条)(旧法下では 75%以上でした)の社員の同意があれば、書面議決が可能です。

##### (b) 株式会社

株主総会の会議は、議決権株式の総数の 51%以上の株主の出席があった場合、適式に行われます(141 条)(旧法下では 65%でした)。もし最初の会議で定足数が満たされない場合、二回目の会議では議決権株式の

総数の 33%以上の株主の出席が必要です(旧法下では 51%でした)。二回目の会議でも定足数に満たない場合、三回目の会議は、定足数に関わりなく開催することができます。

株主総会の議決は、定足数を満たす会議に出席した株主の議決権の 51%が賛成することで可決します。(旧法下では 65%でした。)特別議決事項については、65%の議決権(旧法下では 75%の議決権)が必要です(144 条)。全議決権の 51%以上の議決権を有する株主の賛成により、書面議決により、定時総会の議決を可決させることが可能です(144 条)。

旧法の下では、取締役会の会議は、全取締役の 4 分の 3 以上が出席した場合のみ開催することができました。この定足数は、新企業法の下では緩和されています。取締役会の会議は、全取締役の 4 分の 3 以上が出席したときに行われますが、定足数に満たない場合、二回目の会議が招集されます。二回目の場合、過半数の取締役の出席で会議をおこなうことができます(153 条)。しかしながら、新企業法には、取締役会に半数が出席しなかった場合の取扱いについては定めがありません。

いくつか不確実で不明瞭な点はまだあります。施行規則が定められることになっています。

(翻訳: 弁護士 光内 法雄)

## IV. インドネシア滞在記

弁護士 渡邊 望美



ベトナム・ホーチミンでの研修が昨年末で終了となり、本年 1 月からインドネシア・ジャカルタの法律事務所にて研修を開始しました。

ベトナムとインドネシアは地理的に近く、気候など似通っている点も多いのですが、それぞれ違った特色があります。

共通点として挙げられるのは、やはり交通渋滞です。ただ、ジャカルタの交通事情はホーチミンに輪をかけて悪く、「世界一の渋滞」とも言われています。インドネシアの人口は 2 億 5 千万人に上り、ジャカルタには約 1000 万人が暮らしているのですが、多くの人 が車やバイクで通勤しています。ホーチミンではバイク通勤が主流であるのに対し、経済が発展し国民の所得が上がって来たジャカルタでは、自家用自動車の普及率が急速に上がっています。その結果として、特に平日の通勤時間帯は、街の至るところで激しい交通渋滞が発生しており、日本のゴールデンウィークの東名高速道路をはるかに上回るという調査結果も公開されています。しかも、雨が降ったときは、状況がさらに悪化します。例えば、先日は、1 日中雨が降った結果、道路のあちこちが冠水して渋滞が悪化し、通常なら 20 分程度で帰宅できるところを、数時間かけて帰宅することになりました。インドネシア政府も渋滞の対策を講じてはいるのですが、いずれもその場しのぎと批判されており、抜本的な問題解決には時間がかかりそうです。

次に、インドネシア生活において避けては通れないキーワードが「ゴム時間」です。「ゴム時間」とは、一定であるはずの時間が、その場の状況次第でゴムのよう に伸縮することを表した言葉です。例えば、約束の時間になっても約束の相手が来ない、30 分で終わる予定だった作業に 3 時間かかるといった状況を指しています。インドネシアでは、皆が何事もマイペースに物事を進め、ゆったりと時間を使うことが当たり前です。事務所内で研修中のときを除き、私の日常生活の中でジャカルタの人々が時間に追われて焦っているという光景を目にすることはほとんどありません。渋滞にはまり遅刻してしまうという話はよく聞きます。予想される最悪の事態を想定して早めに出発することまではせず、待つ方も遅刻をあまり気にしていないようです。日本では、事前に綿密に予定を立て、時間通りにそれを実行することがよしとされ、むしろ予定通りに進まないことにストレスを感じる人も多いのではないのでしょうか。



分刻みで走る電車がきちんと定刻に来ることが当たり前の日本文化で育った私は、当初このゴム時間に戸惑いましたが、このような文化の違いを日々感じることは楽しいことでもあります。インドネシアでの暮らしの中で多くの違いに触れ、今後の弁護士業務に反映させて行きたいと思います。



## V. お知らせ

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

### ◆ インドインフラ投資セミナー(仮)

主催 :小島国際法律事務所、J. Sagar Associates 法律事務所  
後援 :みずほ銀行  
日時 :2015年5月28日(木) 午後2時~午後5時  
内容 :インドの輸送インフラの法規制に関する実務的な解説及び事例研究  
※ 本セミナーの詳細については別途告知させていただく予定です。

## 海外進出プラクティス・グループ

本ニュースレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニュースレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

### 小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4階

TEL :03-3222-1401 FAX :03-3222-1405

MAIL :[newsletter@kojimalaw.jp](mailto:newsletter@kojimalaw.jp)

URL :[www.kojimalaw.jp](http://www.kojimalaw.jp)